

# 麻田アス

明治33年3月3日創業

## THE TEIKOKU TIMES

旬刊 2024年(令和6年) 10月15日(火曜日) 第13843号

勞務

アンビシャス総合法律事務所 弁護士

成長のための企業法務

第67回

Q 当社には問題のある従業員がいます。上司や部下と反り合はず、仕事がらも気まずいで、怠慢な振る舞いも目立ちます。自分から辞めてくれたらよいのですが、辞めるつもりはないようです。これまでに何度も本人と話し合いもしてきたのですが、改善の兆しが見えません。このままだと、同じ部署の他の従業員にも影響が生じてしまうので、別の部署への配置転換を検討しています。配置転換を行うにあたっての留意点を教えてください。

**配置転換とは？**

配置転換は、従業員の所属する部署を変更する人事異動です。

配置転換についてのルールを定めた法律はありませんが、企業と従業員の個別合意を前提にして認められており、多くの企業で行われています。

配置転換は、人材の育成や人材の活用等を企図して行われます。従業員の同意を得たうえで進めるのが原則です。しかし、従業員の個別の同意を得ない場合であっても、企業には配置転換命令権があるとされしており、適切な方法で行われるのであれば、企業が従業員に配置転換を命じることも認められています。

このように、企業に広い裁量権が認められる制度ですが、根柢もなく無制約に認められるわけではありません。前提として、企業に配置転換命令権が認められない場合もありますし、配置転換命

**命令を行う場合の注意点**

適法な配置転換命令を行ったためには、以下の各要件を確認しながら進め必要があります。

(1)企業に配置転換命令権があること

企業が配置転換命令権を有している場合に、企業と対象となる従業員との雇用契約に基づき、企業が配置転換命令権を有していなければなりません。すなわち、就業規則や雇用契約書に「業務上の必要がある場合には、企業が従業員に対して、従事すべき業務の内容の変更を命じることがある」と等と定められている必要があります。このような規定がないにもかかわらず、企業が配置転換命令を行った場合には、当該命令は無効と判断される可能性があります。

特に、企業と従業員との雇用契約に職種や業務内容を限定する合意がある場合には、該命令は無効となります。

企業に配置転換命令権があることにはならないこと

が認められるとしても、配置転換命令権は、従業員の生活に大きな影響を及ぼすもので、どんな態様の配置転換でも許されるわけではありません。内容によっては、当該配置転換命令は、権利の濫用として無効になる場合があるのです。以下の内容をご確認ください。

①業務上の必要性があること

配置転換命令を適正に行うためには、配置転換の必要性がなければならないません。配置転換の必要性として考えられるのは、労働力の適正配置、業務の効率化・人材育成、能力開発、組織再編、業績悪化時の雇用の維持等ですが、形式的に理由をつけただけでは駄目で、実質的にもうどもな理由が備わっている必要があるります。なお、この場合の必要性の程度としては、「絶対にこの人じゃないダメ」とか「他の

従業員に対する嫌がらせ、従業員を退職させたり、内部告発を行ったりするため、内部告発を行つた場合に、このことへの報復、労働組合による法的な配置転換命令と判決される可能性が高まります。配置転換命令が、どのような不必要な動機や目的で行われた場合には、パワーハラスメントに当するとして、逆に対し、使用者となる従業員から損害賠償を求めて訴えられます。従業員に著しく過度のこととも考えられますので、注意が必要です。

③従業員に著しく過度の不利益を与えるものでないことを

配置転換により従業員が受けける不利益が、従業員が通常甘受すべき程度を著しく超える場合は、配置転換命令が旗揚げとなります。具体的には、持病のある従業員の持病を悪化させることなどになります。場合、家族の介護をしている従業員を介護ができないくなるような遠くに

西四通の今昔を転るのなほよ、を成な  
的の必わ法だか